投資環境法整備
A Legal Framework for Ease of Doing Business for Foreign Direct Investment Promotion

継続

対象国の条件：ＯＤＡ対象の全国

研修コース番号：(A)J1804169/(B)J1804342　　**案件番号：**(A)1884655/(B)1884656

主分野課題：民間セクター開発/産業基盤制度

副分野課題：

使用言語：(A)英語/(B)英語

案件概要

海外直接投資誘致に必要な法政策・制度整備が対象。参加国のインフラ整備・社会経済発展に寄与する投資形態、誘致手法、制度設計を多角的視点から検討し、現行の投資誘致制度の課題整理・解決の知識・法政策技術習得を目指す。講義や政府機関・企業の視察等から、必要な投資関連法・制度、投資誘致上の政府機関の役割と機能、本邦企業の海外事業展開の実態を理解し、参加国の今後の投資誘致制度の在り方の策定に資することを目的とする。

目標／成果

【案件目標】
多角的な視点から、社会的・経済的発展を促す直接投資を誘致するために投資環境の改善を自身の組織に提案できる能力が向上する。

【成果】
１）自国の海外直接投資誘致政策、法制度に関する課題を、特に開発効果（例：技術移転、PPP等によるインフラ整備、社会経済的効果、国際競争力促進）との関係において明確にし、分析することができる。
２）.海外投資を行う側の要望・期待を把握する。
３）日本の国レベル及び地方レベルの投資誘致ならびに取組を理解して、自国の対応可能性について検討する。
４）自国の開発に資する投資誘致のために必要な法制度面での課題解決に向けて提案が策定できる。

対象組織／人材

【対象組織】
海外直接投資関係機関

【対象人材】
上記機関の政策策定及び実施を担当する行政官、同部署での類似職務経験があわせて3年以上あること、年齢は50歳以下等。

内　容

【事前活動】
自国の投資に関する現状及び課題の分析レポートを作成。
【本邦研修】
以下の内容に関する講義、実習、視察、討論を行う。
1.講義
(1)途上国の開発と海外直接投資、投資政策の在り方（ケーススタディ、フィージビリティスタディを含む)
(2)投資関連法制度（PPP法、投資法、会社法、知的財産法、労働法、技術移転法等）
2.訪問
(1)海外進出日本企業
(2)投資政策担当官庁等
3.発表
(1)国際投資ワークショップ、各国の投資誘致のために主に産業政策、インフラ整備の視点から①現状、②法制度、③現状分析、④課題、⑤解決策につき発表し、今後の対応を議論
【事後活動】
帰国後活動に関する進捗報告書の提出。

本邦研修期間	(A)2018/5～2018/6 (B)2018/9～2018/10
担当課題部	産業開発・公共政策部
所管国内機関	(A)JICA関西（業務二） (B)JICA関西（業務二）
関係省庁	
実施年度	2017～2019

主要協力機関	(A)調整中/(B)調整中
特記事項及びホームページ	